附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定にかかわらず、法第十二条第三項に基づく検査及び報告並びに同条第四項に基づく点検については、平成二十二年三月二十七日までの間は、なお従前の例によることができる。

公　告

諮　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１号
盛岡市津志田町３丁目２番15―406号
破産者　山田　伸二
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１７号
栃木県小山市大字延島743番地
破産者　伊沢　菊江
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２３５号
埼玉県日高市高萩東２丁目23番23号、住民票上の住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目26番３号
破産者　花田　和広
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２６９号
埼玉県川越市大字山田338番地10
破産者　中島　浩理
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１７号
埼玉県日高市武蔵台１丁目37番３号
破産者　速水　淳子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８３号
横浜市神奈川区六角橋４丁目20番６号　テラスハウス横浜Ⅱ314号
破産者　川口　公広
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６２号
横浜市港北区篠原町2838番地10　キャスルけやき306
破産者　鈴木　淳平
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５００号
横浜市港南区野庭町672番地　野庭団地１棟111号
破産者　小林　　晃
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１号
神奈川県平塚市日向岡１丁目14番９号
破産者　糸洲　義人
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１２２号
神奈川県平塚市日向岡１丁目14番９号
破産者　糸洲　重子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７号
静岡県浜松市東区積志町857番地の２
破産者　中島　收見
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
愛知県一宮市富士２丁目９番地６　コーポ富士２階206号室、住民票上の住所愛知県一宮市泉１丁目２番16号
破産者　成田屋商店こと　服部　　徹
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１７３号
愛知県江南市山尻町大桑56番地
破産者　武藤嘉代子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１６号
奈良県大和郡山市柏木町149番地
破産者　ガレージファイナルこと　大西　崇史
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第３４４号
佐賀県鳥栖市松原町1725番地３
破産者　西依　裕喜
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第９２号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1940番地８
破産者　ふく仙こと　福島　忠雄
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３３号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2036番地12
破産者　重松　智子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部